

「え!?! 贈与税 相続税 の負担ゼロはイマだけ!?!」

**経営の承継はアナタが決める！
事業承継税制の特例 がある今こそ対策を！**

承継問題、どうしたらいいの…



事業承継
相続 納税資金
贈与

エントリー数はこれまでに**15,000件!**

**事業承継税制の特例を選んだアツギ、
増えてます!**

活用した後継者の**声**



手間を考えても、**税負担ゼロのメリットの方が
大きい**です。特例のおかげで、IT投資や賃上げ
の決断ができました (小売業)

**期間
限定**

事前エントリーは **2026年3月末** まで!
特例は **2027年12月末** で終了予定!

事業承継税制の特例ってなに? どんな**メリット**があるの?

「特例承継計画」と呼ばれるエントリーシートを提出して、
事業承継すると、後継者は主に次のような**メリット**を受けられます



メリット1 自社株の贈与・相続時の**税負担ゼロ!**(最後は免除に!)

メリット2 株価が上昇しても安心! 贈与時の株価で**価額を固定!**

事業承継税制の特例って**デメリット・リスク**はないの?

よくある
ギモン

- 納税猶予ってことは、**いずれ税金を払う**んでしょ?
- 猶予が取り消されたら、**猶予期間中の利子税の負担も大きい**のでは…
- 自分からみて**三代目の後継者のこと**なんて考えられないよ!

A

後継者が次の後継者に承継すれば、猶予されている後継者の**納税が免除**されます。
猶予取消になった場合、猶予税額の全額または一部と利子税を納付する必要がありますが、**特例にはリスクを軽減する措置**が講じられています!

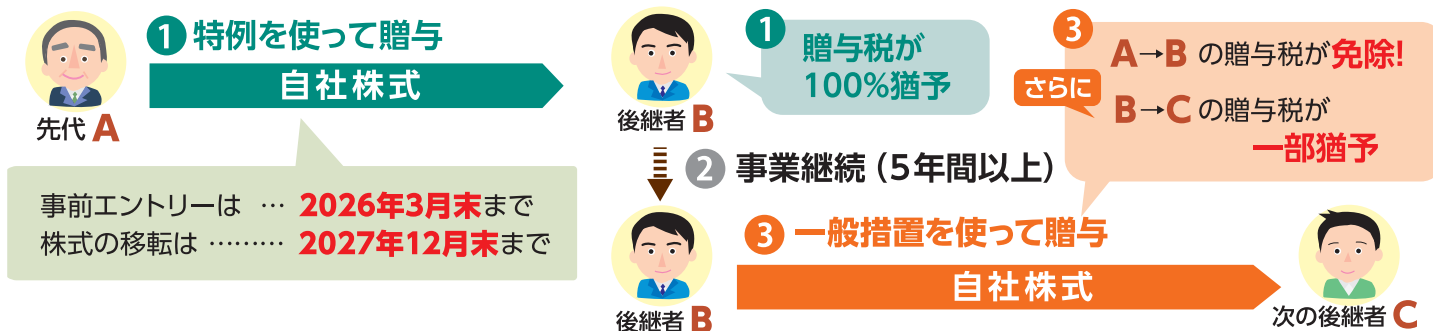


税理士からのワンポイントアドバイス!

承継時に本来払うはずだった贈与税・相続税を払わなくて済む異例の制度です。
猶予された資金を一部運用するなど、**猶予取消になっても納税できるような対策**を
講じていれば、「**もしも**」の**時にも安心**して対応できます!

詳細は裏面へ

事業承継税制の特例のモデルケース



一般措置ってなに?

- 全株式を対象に贈与・相続とも100%猶予される特例と異なり、期限がなく、エントリーも不要ですが、**総株数の2/3までを対象に、贈与時は100%、相続時は80%まで税額を猶予する制度**です。

例えば、先代経営者が子1人に株式を生前贈与すると…



事業承継税制の特例のリスク軽減措置

リスク1

猶予対象の株式を
売却した場合

猶予税額と利子税 (令和6年は年0.4% (※1)) の納付が必要です。売却による収入の一部をもって納税することも可能です。一定の要件を満たせば売却額ベースで税額を再計算し、それが猶予税額を下回る場合、**差額が免除**されます。もし、贈与時 (相続時) に比べて売却時の株価が上昇していても、贈与時 (相続時) の価額で固定されているため、株価上昇による追加的な税負担はありません

リスク2

会社を解散
(廃業等) した場合

猶予税額と利子税 (令和6年は年0.4% (※1)) の納付が必要です。一定の要件を満たせば解散時の評価額で再計算し、それが猶予税額を下回る場合、**差額が免除**されます

(※1) 承継してから5年経過している場合は、5年分の利子税は免除されます

リスク3

先代経営者の死亡

猶予中の**贈与税は免除**され、贈与時の評価額で相続税額を再計算し、**相続税の猶予に切り替わります**。贈与時の価額で固定されているため、贈与後に会社が成長し、株価が上昇していても、相続税額には影響しません (※2)

(※2) 相続時の株価が贈与時から下落しても、贈与時の価額で相続税が計算されます

リスク4

後継者の死亡

猶予されていた贈与税・相続税は**免除**されます (※3)

(※3) 後継者から次の後継者に承継した株式への相続税は別途発生します
ただし、新たに事業承継税制を活用することで納税猶予が受けられます

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

事業承継税制の申請など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所